

市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札実施要綱

平成 21 年 12 月 9 日市長決裁

改正 平成 24 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、市営建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札、指名競争入札等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営建設関連業務 市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 20 年宮古市告示第 110 号）第 2 条に規定する建設関連業務で、市費で支弁するものをいう。

(2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

(3) 主管課等 当該業務を担当する課等をいう。

(4) 入札担当課等 当該業務を担当する課等をいう。ただし、次条第 2 項の規定による場合は、契約検査課をいう。

(入札及び契約締結の執行)

第 3 条 主管課等の長は、設計額が 1 件 50 万円を超える市営建設関連業務において、条件付一般競争入札及び指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合は、契約検査課長に、入札及び契約締結の執行を依頼しなければならない。

2 契約検査課長は、前項の依頼による入札及び契約締結を執行しなければならない。

3 入札の執行は、入札担当課等の長が指名する職員が、別に定めるところにより執行する。

(随意契約の合議)

第 4 条 主管課等の長は、設計額が 1 件 50 万円を超える市営建設関連業務において、随意契約（政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 9 号による場合を除く。）の方法により契約を締結しようとする場合の施行伺いについては、契約検査課長に対し、合議しなければならない。

(入札の延期等)

第 5 条 入札担当課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることができる。

(1) 天災、地震等により入札執行が困難なとき。

(2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(3) 競争入札の趣旨が失われるとき。

(4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札結果の公表)

第 6 条 契約検査課長は、第 3 条第 2 項の規定により執行した入札の結果を遅滞なく公表するものとする。

(指名停止等)

第7条 市長は、入札参加資格者に対し、別に定める市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成17年宮古市告示第17号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置に準じた措置を行うことができる。

(契約の成立要件)

第8条 契約は、落札者と決定された者と締結するが、委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている場合（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）

(2) 措置基準に基づく指名停止の措置に準じた措置を受けた場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。